

# 鋸南町水道事業経営戦略

団 体 名 : 鋸 南 町

事 業 名 : 水 道 事 業

策 定 日 : 令 和 5 年 3 月

計 画 期 間 : 令 和 5 年 度 ~ 令 和 14 年 度

## 1. 事業概要

### (1) 事業の現況

#### ① 給 水

供用開始年月日	昭和37年 7月10日	計 画 給 水 人 口	6,870 人
法適(全部・財務) ・非適の区分	法適(全部) 昭和41年 4月 1日	現 在 給 水 人 口	7,091 人
		有 収 水 量 密 度	0.21 千m <sup>3</sup> /ha

#### ② 施 設

水 源	<input checked="" type="checkbox"/> 表流水 , <input checked="" type="checkbox"/> ダム , <input type="checkbox"/> 伏流水 , <input type="checkbox"/> 地下水 , <input checked="" type="checkbox"/> 受水 , <input type="checkbox"/> その他 (複数選択可)		
施 設 数	浄水場設置数	1	管 路 延 長 (導水管・送水管・配水管) 130.66 千m
	配水池設置数	10	
施 設 能 力	8,120 m <sup>3</sup> /日	施 設 利 用 率	38.1 %

#### ③ 料 金

料 金 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	健全な経営を確保するうえでの内部留保資金の必要性を考慮し、過去の実績等を勘案した人件費、薬品費、動力費、修繕費、受水費、減価償却費等の損益計算上の費用を基とする総括原価により策定された中期的収支計画に基づき料金設定している。 水道料金は、用途別(一般用、一般大口用、船舶用、臨時用)による使用水量に基づき基本料金及び超過料金の二部料金制を採用するとともに量水器の口径に基づく使用料を併せて毎月徴収している。		
料 金 改 定 年 月 日 (消費税のみの改定は含まない)	平成24年 4月 1日		

#### ④ 組 織

(1) 組織体制	町長 - 建設水道課長 - 水道室長 - 水道技術管理者 - 課員												
(2) 職員数	正規職員 7名(庶務 2名・配水 2名・工務 3名)・会計年度任用職員 5名												
(3) 年齢構成等	(単位: 年)												
年度	2 (決算)	3 (決算)	4 (決算見込)	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
平均年齢	43	44	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46
平均勤続年数	17	16	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24

### (2) これまでの主な経営健全化の取組

① 正規職員数の純減	水道事業に関わる職員数について、職員定数条例における規定では10名となっているが、平成18年度において職員1名の削減、平成21年度に職員2名、令和元年度に1名の削減を行い、以降6名体制により人件費の削減に努めている。
② 企業債の繰上償還	平成19年度から平成21年度までの間、補償金免除繰上償還による借換制度を利用して、企業債利息を低利にすることで、103,632千円の軽減を図った。
③ 遊休地の売却	平成20年度に遊休地を23,061千円で売却し、現金収入を得た。
④ 事業統合に向けた取組	安房地域(3市1町)における末端事業統合を南房総広域水道企業団が主体となり、平成27年度から研究会を立ち上げ検討している。

### (3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※ 別紙1のとおり

## 2. 将来の事業環境

### (1) 給水人口の予測

令和3年度決算では対前年度比225人(3.07%)の減、令和4年度では228人(3.22%)の減が見込まれることから、令和4年度以降は、令和3年度決算及び令和4年度見込みにおける平均の226人(3.29%~4.68%)の減で毎年度推移すると見込んでいる。

(単位:人)

年度	2 (決算)	3 (決算)	4 (決算見込)	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
給水人口	7,316	7,091	6,863	6,637	6,409	6,183	5,957	5,731	5,505	5,279	5,053	4,827	4,601

### (2) 水需要の予測

過疎化及び少子化による給水人口の減に加え、節水機能付きの洗濯機やトイレの普及等により、年々、水需要(供給水量)は下降傾向にある。令和元年度の台風災害並びに新型インフルエンザの流行等、環境の変化は水需要に影響を与え、令和2年度決算にもその影響を及ぼした。令和3年度は、長期にわたる新型インフルエンザ流行の他、人口減少により33,101m<sup>3</sup>(3.18%)の減、令和4年度も同様に23,839m<sup>3</sup>(2.35%)の減が見込まれる。令和5年度以降は、令和3年度決算の対前年度比33,101m<sup>3</sup>(3.18%)の減より、平均の28,470m<sup>3</sup>(2.87%~3.73%)の減で毎年度推移すると見込んでいる。

(単位:m<sup>3</sup>)

年度	2 (決算)	3 (決算)	4 (決算見込)	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
供給水量	1,048,423	1,015,322	991,483	963,013	934,543	906,073	877,603	849,133	820,663	792,193	763,723	735,253	706,708

### (3) 料金収入の見通し

水需要の予測に基づく供給水量から算出して見込んでいる。

令和4年度は基本料金の免除事業と実績を考慮し、令和5年度以降は、下記の算式により見込んでいる。

給水収益 = 供給水量 × 供給単価 285.86円 × 有収率 83.6% (供給単価:令和3年度決算、有収率:令和3年度決算)

(税抜 単位:千円)

年度	2 (決算)	3 (決算)	4 (決算見込)	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
給水収益	222,744	244,488	182,519	230,140	223,336	216,532	209,729	202,925	196,121	189,317	182,514	175,710	168,888

### (4) 施設の見通し

- ①老朽化の状況: 浄水場の電気・機械設備においては、受水(湯沢系統)に係る計装設備、薬品注入機(PAC、活性炭)、非常用発電設備等が法定耐用年数を超過しており、更新が必要な状況である。  
42ヶ所の加圧所においては、当該施設の全箇所が法定耐用年数を超過しており、基盤及びポンプ等の更新が必要な状況である。  
また、管路は、令和3年度における管路経年化率が32.3%と年々上昇傾向にあり、石綿セメント管が約12.9km残存し、布設替が必要な状況である。  
このような状況から、今後も財政状況を踏まえた上で、「鋸南町水道施設整備事業計画」に基づき改良、改修を実施していく必要がある。
- ②浄水施設能力: 水需要の予測から、当面は現状の施設能力8,120m<sup>3</sup>/日を維持するが、状況により施設規模の縮小を検討していく必要がある。

### (5) 組織の見通し

当面は、現状を維持して安定的な運営に努めていくが、専門性の高い業務であるがゆえ、固定的な人事体制による職員の高齢化及び次代への技術の伝承が危惧される。

組織体制においては、専門的な知識、技術の習得が図れるよう、計画的な人員の確保に努める必要がある。

## 3. 経営の基本方針

### (1) 事業の意義、提供するサービス自体の必要性

水道は、町民の生活を支える必要不可欠なインフラ設備、ライフラインとして重要な役割を担っている。

町の上水道事業は、昭和34年に開設され、県内でも上位に入る歴史を持っており、給水は全町に行き渡っている。

### (2) 公営企業として実施する必要性に関する事項

近年の水道事業は、拡張から維持管理の時代に移り、業務の合理化・効率化、経費の抑制へと時代に即した経営体制を構築し、逡減する水需要等による給水収益の伸び悩みと老朽施設・設備の更新等の条件下で健全経営を継続できる体制の整備確立が求められている。

こうした厳しい経営環境にあっても、町唯一の水道事業者であることから水道事業の経営改革・健全化に全力で取り組み、水道事業の使命であるおいしい水を供給し、安全で安心、そして、安定的な供給を行っていく必要がある。

### (3) 組織、定員及び給与に関する事項

職員の定数については、鋸南町職員定数管理計画により管理を行うとともに、給与については、国の基準に準じた支給を実施する。

また、効率的な組織体制を構築し事務・事業の推進に努める。

### (4) 投資に関する事項

水道施設は、老朽化により維持管理負担が大きくなってきていることから、整備の推進にあたっては、保安対策に重点を置いた耐震化を推進するとともに、投資規模の適正化、整備進度の調整等計画的な事業の実施に努める。

特に、配水管においては、石綿セメント管及び給水鉛管の更新及び水管橋の改良を行うことで、安全、安心な水の供給及び有収水量の増加を図る。

また、浄水場における送水施設の改修を行うことで、安定した水の供給に努める。

- (5) 料金その他の収入に関する事項  
 水道料金は、人員数の維持、経費の節減等経営改善に努めるとともに、健全な経営を確保するうえでの内部留保資金の必要性を考慮したうえで、過去の実績等を勘案し、人件費、薬品費、動力費、修繕費、受水費、減価償却費等の損益計算上の費用を基とする総括原価により策定された中期的収支計画に基づき、利用者の負担に十分配慮しつつ料金の設定を図る。  
 また、新規加入者に対して受益者間の公平性を保つうえで、負担金の徴収を実施していく。  
 料金等の改正にあたっては、利用者に対し「水道料金改定のお知らせ」を通知するとともに、ホームページ等を活用した広報に努め、周知を図る。
- (6) 一般会計からの繰出金に関する事項  
 企業会計は、受益者負担の原則、独立採算制の原則を旨として形成するものであるが、現状において、一般会計からの繰り入れを必要としている。  
 繰出額について、繰出しの基本的な考え方は、毎年度総務省から通知がされているところであるが、県における市町村水道総合対策事業補助金の算定基準との兼ね合いを踏まえ、一般会計との協議に努めている。
- (7) 経営基盤の強化に関する事項  
 企業の活性化には、人材の育成が必要であり、個々の職員能力の向上のために研修等への参加に努める。  
 公営企業における基盤強化やサービス水準の向上を図る観点から、地域の実情に応じた広域化検討を推進する。  
 民間委託等により実施することが適当な業務については、計画的な委託実施について検討を行う。  
 浄水場施設の維持、管理には、ポンプの切替えを手動から自動化へ改良を行い効率化を図っているため、今後も操作の効率化を図るうえで、自動化を推進する。  
 また、ダムの上流部に位置する砕石場の再開発等、水源の確保並びに水質汚染の防止等に関する事項については、一般行政部門及びその他関係機関等との連携のもと、情報、意見交換を図る。
- (8) 情報公開に関する事項  
 経営健全化等に関する情報については、町のホームページ等の活用により公表に努める。
- (9) その他重点事項  
 危機管理、情報管理等のリスク管理のための体制を整備することで、事故や災害等の緊急事態が発生した場合において、職員や外部委託した業者が的確に対応できるよう努める。

#### 4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙2のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	配水管は、創設期である昭和37年から昭和55年に埋設したものが多く、特に石綿セメント管は、未だ約12km残存し、時折、破損し大規模な漏水を発生させている。 また、近年、経年管の増加に伴い、流量の変化による赤水の発生が夏季に多発している。 このことから、石綿セメント管が埋設され、漏水が多発している路線を優先的に更新するとともに耐震化対策を施し、かつ、夏季前に夜間洗管作業により赤水の発生を抑える施策を講じる。 併せて、『水安全計画』に対応した安定的な水処理や送水を行うため、薬品注入機の更新並びに加圧施設の更新や延命化を図る取組みを行う。
-----	--

- ①配水管耐震化事業  
 大規模な漏水事故を未然に防ぐためにも、石綿セメント管から耐震管へ布設替を計画的に実施することで、安定した給水を行う。  
 赤水の発生原因となっている老朽化した鑄鉄管を耐震管へ布設替することで、安心な水の供給を行う。
- ②更新事業  
 老朽化によりポンプ機能が低下した加圧施設42箇所の更新を順次実施していくことで、安定した給水を図る。
- ③改良事業  
 浄水場における薬品注入設備の改良を行うことで、急速ろ過池の濁度上昇を抑制するための機能を高め、水質の保全を図る。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	①料 金:現行料金を堅持する。 ②資金残高:統合を見据え、資金残高3億円前後を維持確保する。 ③企業債:企業債未償還残高を減少させていく。
-----	---

##### 1. 料金収入の積算に関する考え方

(料金単価及び供給水量の推移)

(単位:料金単価(円)、有収水量(m<sup>3</sup>)、料金収入(千円)

年度	2 (決算)	3 (決算)	4 (決算見込)	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
料金単価	281.67	285.86	285.86	285.86	285.86	285.86	285.86	285.86	285.86	285.86	285.86	285.86	285.86
有収水量	781,325	849,225	663,104	805,079	781,278	757,477	733,676	709,875	686,074	662,273	638,472	614,672	590,808
料金収入	224,971	244,488	182,519	230,140	223,336	216,532	209,729	202,925	196,121	189,317	182,514	175,710	168,888

平成8年度に全町給水に向けた事業が完了し、また、南房総広域水道企業団からの受水も開始されたことで、経営収支が大幅な赤字となることから、水道料金を平成9年4月1日(平均27.9%増)、平成14年4月1日(平均9.9%増)と改定し、更に水道企業団からの受水費が平成17年4月から値上げされたことに伴い、平成20年4月1日(平均9.9%増)にも改定を実施してきた。

近年、借換債による繰上償還等の効果もあって、財政的に健全化が図られてきたこと等により、平成24年4月1日に、平均5.0%の値下げ改定を行った。

現行の水道料金は、過去の度重なる値上げにより県下でも高料金となっていることから、今後においても費用の節減を図りながら堅持していくものとする。

各年度の料金収入は、令和3年度決算における料金単価に、有収水量(水需要の予測に基づく供給水量の83.6%)を乗じて見込んでいく。

2. 他会計繰入金の積算に関する考え方

補助金は、高料金対策として一般会計及び県から受けており、平成27年度までの一般会計からの繰入額は、高料金対策の繰出基準以下であったが、平成28年度以降は、一般会計における実質公債費比率が18%未満となることから、当面の間、県補助金の算出限度額に相当する繰入れを行うことで町財政当局と協議が整っている。

水道会計としては、より一層の経費節減に努め、当該会計の財政力を高め、将来的には一般会計への依存度を低くしていく。

3. 企業債の積算に関する考え方

『鋸南町水道施設整備事業計画』に基づき実施する改良・改修工事に係る充当財源として、資金残高を考慮しながら、当該企業債の借入額が企業債未償還残高を増やさないよう計画性をもって借入れる。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

(積算の考え方)

職員給与費及び経費

令和5年度は当初予算に基づき計上し、令和6年度以降は実績を考慮し年度当初予算に準じて計上している。

- (1) 人件費:職員数は現状を維持し、各年度において定年退職者を1名見込んでの一定額を計上している。
- (2) 動力費:浄水場及び加圧所等における電力料金を直近の単価と業務予定量に基づき計上している。
- (3) 修繕費:令和6年度以降は消火栓改良工事費を除き、通年の実績を考慮し一定額を計上している。
- (4) 材料費:直営で実施している漏水修理及び路面復旧の材料費を通年の実績、物価高騰等の影響を考慮し、一定額で計上している。
- (5) その他:実績等を考慮し、直近の単価と業務予定量に基づき必要額を計上している。

減価償却費

既存の資産の年度別減価償却額に、各年度発生する資産の減価償却額を加え計上している。

支払利息

既往債及び新たに発行を見込む企業債の利息額を計上している。

その他

仮払消費税及び地方消費税の調整額を実績を考慮し一定額で計上している。

企業債償還金

既往債及び新たに発行を見込む企業債の元金償還額を計上している。

(経費削減の取組)

① 人件費の削減

正規職員数は現行数を維持するとともに、検針業務の100%委託実施により担当業務の節減等、人件費の削減に努めている。また、検針・調定事務及び財務会計事務処理の電算の活用により、事務の正確化、効率化を図り、時間外手当の削減に努めている。

② 修繕費の節減

簡易な修繕や量水器の検定満了による交換などを直営で実施することにより、経費の節減を図っている。

③ 路面復旧費の節減

道路改良に併せた老朽管の布設替を行うことで、経費の節減を図っている。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資について検討状況等

民間の資金・ノウハウ等の活用 (PFI・DBOの導入等)	—
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	—
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	—
施設・設備の長寿命化等の 投資の平準化	—
広域化	安房地域(3市1町)における末端事業統合を南房総広域水道企業団が主体となり、研究会を立ち上げ検討している。
その他の取組	—

② 財源について検討状況等

料 金	—
企 業 債	—
繰 入 金	—
資産の有効活用等(*2)による 収入増加の取組	—
その他の取組	—

\*2 遊休資産の売却や貸付、債券運用の導入、小水力発電や太陽光発電など

③ 投資以外の経費についての検討状況等

委 託 料	—
修 繕 費	—
動 力 費	—
職 員 給 与 費	—
そ の 他 の 取 組	—

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	毎年度、進捗管理を行い、必要に応じて経営戦略の見直しを行っていく。 結果においては、議会へ報告するとともにホームページ等を活用した町民等への周知を行う。
---------------------	---

千葉県安房郡鋸南町

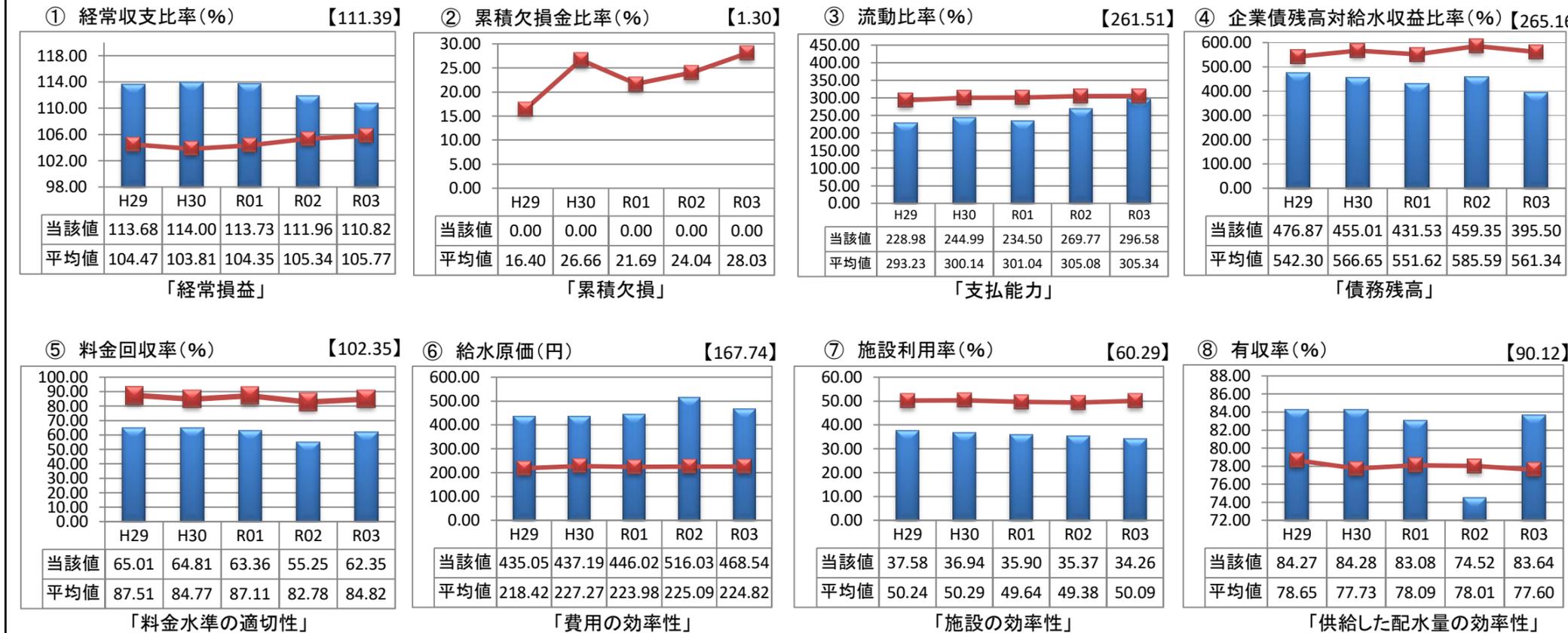
業務名	業種名	事業名	類似団体区分
法適用	水道事業	末端給水事業	A 8
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1ヶ月20㎡当たり家庭料金(円)
—	68.03	99.68	5,005

人口(人)	面積(k㎡)	人口密度(人/k㎡)
7,183	45.17	159.02
現在給水人口(人)	給水区域面積(k㎡)	給水人口密度(人/k㎡)
7,091	45.17	156.98

**グラフ凡例**

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 令和3年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



分析欄

**1.経営の健全性・効率性について**

(1)経営の健全性について

経常収支比率は、100%を超えていることから経営は安定しているといえます。

流動比率は、200%以上を維持しており十分な支払い能力があるといえます。

料金回収率は、給水人口の減少で下降傾向にあり、水道料金以外の他の収入で賄われる割合が高くなってきているといえます。

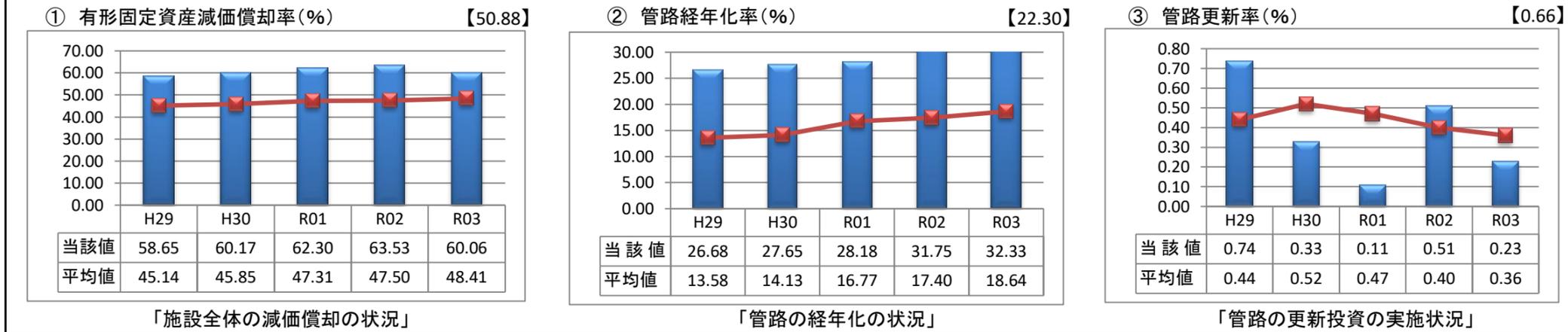
これらの指標から、経営の健全性は他の収入(補助金)で保たれているといえます。

(2)経営の効率性について

施設利用率は過疎化、少子化の進行による配水量の減少で下降傾向にあり、今後、水需要動向によって施設規模の見直しを検討する必要があります。

新型コロナウイルスの流行を受け料金の免除事業を実施したことから、令和2年度の有収率は類似団体平均値を下回りましたが、令和3年度には例年の水準となっていることから、効率的な経営ができています。

2. 老朽化の状況



**2.老朽化の状況について**

有形固定資産減価償却率は、類似団体の平均値を上回り、老朽化施設が増加傾向にあります。

老朽化による事故や故障を防ぐためには、点検や修繕など適切な維持管理により施設や設備の延命化を図りながら、計画的な更新を実施していく必要があります。

**全体総括**

経常収支比率や有収率などの指標から、経営基盤は安定し、経営の効率性は良好といえます。

しかし、その一方で老朽化施設の更新や耐震化の推進などの課題があり、これらに取り組む必要があります。

今後とも、現在の経営状況を維持しつつ中長期的な視点での施設整備を進めていきます。

※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、管路経年率及び管路更新率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。





原価計算表

給水人口 7,091人  
 計算期間 自令和5年4月  
 至令和14年3月  
 (10年間)

収入の部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	料金対象収支(A)-(B)
料 金 (X)	千円 244,488	千円 199,521	千円	千円 199,521
給水装置工事費		0		0
その他	1,709	247		247
合 計	246,197	199,768	0	199,768

支出の部

項 目	金 額				
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	料金対象収支(A)-(B)	
営業費用	人 給 料	25,937	30,000	0	30,000
	件 報 酬	11,766	12,000	0	12,000
	費 諸 手 当	14,603	21,000	0	21,000
	福 利 費	9,869	10,000	0	10,000
	薬 品 費	5,320	6,000	0	6,000
	動 力 費	7,950	11,000	0	11,000
	修 繕 費	6,933	8,500	0	8,500
	減 価 償 却 費	161,613	127,220	0	127,220
	そ の 他	174,142	180,991	0	180,991
小 計	418,133	406,711	0	406,711	
資本費用	支 払 利 息	19,475	6,127	0	6,127
			0	0	
小 計	19,475	6,127	0	6,127	
合 計 (Y)	437,608	412,838	0	412,838	
資 産 維 持 費 ( Z )				67,982	
料 金 対 象 経 費 ( Y ) + ( Z )				480,820	

(X) / ((Y) + (Z)) \* 100 = 41.5%

<料金水準についての説明>

※項目については一括表示とした。  
 ※資産維持費＝対象資産(R5-R14年度末償却未済額の年平均額2,266,055千円)×3%  
 (料金水準について)  
 収支計画における上記算定期間では、料金収入以外の営業外収益などから、収支は黒字が見込まれていますが、上記算定の結果、対象経費に対する料金収入の割合が41.5%となり、58.5%の収入が不足する状況です。  
 料金水準は適正とは言えない状況ですが、収支計画では収支均衡は保っていることから現行料金を維持する試算をしています。  
 計画期間内に水道事業の広域化が予定されていることから、随時見直しと更新を図り適正な水道料金を検討してまいります。

- 1 投資・財政計画計上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
- 2 起債償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
- 3 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「水道料金算定要領」(公益社団法人日本水道協会)を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。